県評しずおか

ZENROREN

静岡県労働組合評議会

〒422-8062
静岡市駿河区稲川2-2-1
セキスイハイムビルディング７階
TEL 054-287-1293　FAX 054-286-7973
Eﾒｰﾙ　kenpyo@mail.wbs.ne.jp

生計費は都市部も地方も変わらない

東海北陸ブロック最賃キャラバン

全国一律最低賃金制・最低賃金審議会委員の公正任命などを求める、東海北陸ブロック最賃キャラバンが行われました。６月22日に、静岡労働局へ要請を行い静岡県評はじめ愛労連・岐阜労連・三重労連の役員が参加しました。

要請項目の趣旨を愛労連の知崎事務局長が行い「今の最低賃金では『健康で文化的な最低限度の生活』の水準には遠く及ばない。最低生計費調査を全国で実施しており、人間らしく暮らすにはどこでも時給１４００円以上が必要だった。コンビニなどでは売っている物の値段が一緒なのに賃金が違うのはおかしい。最賃に地域間格差があることから労働者が都市部に移動し、地方は疲弊する」また「労働者委員は、県評から一人も任命されず不公正」と説明しました。

労働局からは、時間額１０００円以上の引き上げについて「先週、閣議決定された『骨太方針』で全国平均の時給１０００円を、早期に実現することを目指すと明記されたので、今後25円程度以上の中央最低賃金審議会の目安が示されるのではと思う。しかし、最賃は公労使の三者で決めるので、早急に大幅引き上げは難しい。最大限努力する」

最低賃金審議会労働者代表委員に関しては「従来通り『総合的に勘案』して決定している。具体的には話せないが理解してほしい」

専門部会の公開・意見陳述については「会長・専門部会長が判断し審議会の中で決定しているが、このような意見のあったことを審議会に提案していく」

要請項目の趣旨説明をする知崎事務局長（中央）＝22日、静岡労働局

望月室長に要請書を手渡す菊池県評議長（右）

労働基準監督署や公共職業安定所などの正規職員の増員については「本省に伝える」などの回答がありました。

参加者からは「静岡県では多くの市町で、全国一律最低賃金制と１０００円への引き上げを求める意見書が採択されている。これは隣の神奈川・愛知県との最低賃金の格差で人が流出している現状からだと思う」

「岐阜県のある会社が、神奈川県にも職場がありそこで働く人だけには地域手当を１６０００円出している、その理由は最低賃金が神奈川は高いからだと説明があった。生計費は都市部も地方も変わらないのに格差を生む要因にもなっている」など、意見がありました。

何事も、訴えなければ始まらない

非正規で働くなかまの全国交流集会ｉｎ山口

６月８日・９日「非正規で働くなかまの全国交流集会ｉｎ山口」が開催され、延べ７２０人が参加しました。静岡からは３名が参加しました。

感想

初日は全体会が行われ、韓国の呉学殊（おう はくすう）さんの記念講演がありました。呉さんは、最近おきたキャンドル革命では、国民一人一人の力が集まり国民運動となり国家に強く働きかけ、大統領をも辞職させることができたと力強くお話しました。

韓国の家庭では日々政治についてよく話しあい常に身近にあるということも伺い、実際に政治への意識の持ち方など教えていただいたように感じます。

また、各団体の代表の方から報告がありました。

団体交渉を行うことにより、同一労働同一賃金を一つずつ勝ち取ってきた。今、闘っている郵政の非正規の方のお話などから、声を上げて自分たちの状況を訴え、労働条件を向上させることができること。何事も、訴えなければ始まらないということもあわせて再確認しました。

まずは、身近に関心を持ってもらうために細かく色々と発信していくことが、必要ではないかと改めて感じました。

ローカルユニオン静岡　久保田

全国で闘っている仲間たち＝８日、山口市の山口県教育会館

年金引き下げは憲法違反

年金裁判第14回口頭弁論開かれる

年金引き下げは憲法違反だと全日本年金者組合は、全国で「年金引き下げ違憲訴訟」を起こしました。静岡では２０１６年６月静岡地方裁判所に提訴した裁判は、６月21日、第14回口頭弁論が行われ「立法過程に裁量権の逸脱がある」との準備書面を提出し西沢弁護士が趣旨を説明をしました。

12時より静岡市の青葉公園で署名と宣伝を行い、佐藤利保委員長は「年金は『マクロ経済スライド』によって下がる一方。また、消費税が10％になったら生活はますます厳しくなる。支給年齢を70歳にする動きもあり私たちは、こんな攻撃に屈することなく闘う」とあいさつがありました。

その後、静岡市の繁華街を「生活できる年金を」「最低補償年金制度を今すぐ作れ」「年金積立金の株式運用をやめろ」とアピールしながら裁判所までパレードを行いました。

次回は、10月11日（金）14時30分から静岡地方裁判所です。傍聴をよろしくお願いします。

裁判所までパレードする年金者組合員＝21日

世界大会―広島　8月5日～6日
世界大会―長崎　8月7日～9日

貸会議室のご予約・お問い合わせは
一財）国鉄労働会館静岡地方部へ
TEL 054（285）4426　FAX 054（283）683

★　静岡駅南口から徒歩1分

定員14名（2室）20名30名（各1室）
少人数の打合わせ・会議・講習会におすすめです

生活・法律相談

■　労使トラブル・解雇・賃金不払い・セクハラ
　　パワハラ・借金問題・教育問題など、受付けます。
■　労働弁護士の紹介もいたします。

○　受　　付　　国鉄労働会館静岡地方部
　　☎　054（285）4426
○　相談場所　　静岡合同法律事務所
○　相談員　　阿部浩基弁護士

相談日・相談時間は双方のご都合により対応させて頂きます

教育全国署名スタート集会開催

文教予算は運動で増額、防衛予算から比べれば、わずか

7月5日、ゆきとどいた教育をすすめる全国署名（教育全国署名）の要請行動と、スタート集会が衆議院会館と星稜会館で開催され、静岡から3名が参加しました。

要請行動の前の集会では、小中学生が関心のあるもののアンケートで、小学生が「学費」中学生が「年金」を挙げていたと紹介され、そういう不安のない子ども時代を過ごさせたいという願いが語られました。また、教職員の多忙な実態が具体的に出され、一方、父母からは「先生大変ですね」の声も聞かれ、少人数学級や定数改善などを要求するこの署名の重要性が話されました。

その後、国会議員要請や文部科学省前での行動が行われ、文科省に約8万筆の「えがお署名」を提出しました。

スタート集会を星稜会館で行い、様々な報告がされました。

基調報告では、文教予算は運動の成果で増額があったが、防衛予算の伸びから比べれば、わずかなものであること、しかし全政党が「教育の無償化」を言わざるを得なくなっている。また、年収590万円未満世帯で私立高校の授業料無償化を文科省が言うようになっていることなどが述べられました。

私学の高校生の発表では、私学に進学するにあたって、公立に比べ高額な費用で、親に負担をかけてすまないという思い。また、学びたいということが後ろめたいと思うのはおかしい。15歳の選択が重すぎる、などの切実な声が出されました。

また、生徒会では「救貧」ではなく学ぶことを権利としてとらえることを学びつつ署名に取り組んでいるとも語られました。

なお、静岡県の署名目標数は5万と掲げました（写真）小田原の私学の高校と同じ目標数でした。

目標達成のためにご協力をお願いします。

ストップ消費税10％

消費税の引き上げを止めようと訴える菊池県評議長＝20日、静岡市葵区の青葉公園

10月に消費税が10％に引き上げられようとしています。この増税をストップさせようと6月20日（木）「消費税10％ストップ！静岡ネットワーク」は静岡市の青葉公園で12時から16時までロングランの宣伝を行いました。

参加した人たちが次々とマイクを握り「政府は消費税の増税分は社会保障にと言っているが、大企業や高額所得者の減税の穴埋めに使われる。社会保障を充実させるどころか、抑制してきたのが実態だ」「安倍政権発足以来の7年間で社会保障費は4兆2720億円も削減している」「軍事費（防衛費）は7年連続で最高を更新し5兆4700億円に。また、護衛艦の空母化改修やアメリカからF35戦闘機などを『爆買い』しようとしている。戦費調達のため、さらに消費税が増税される危険性がある」などと訴えました。

街頭で署名してくれた方は「収入が増えるわけでもなく困っちゃうねー」と言っていました。

外国人労働者への支援が必要

静岡県労働研究所　No. 52

定例研究会が6月20日に開催され「改正入管法の内容と問題点」と題して北上紘生氏が報告しました。

今年の4月から入管法が改正されました。その理由として、少子高齢化による人口減少、人材不足、都市部への一極集中等の解消として、外国人労働者を増やすことです。

改正の内容は、特定技能1号は、生活に支障のない会話ができ一定の知識・技能を持つ人が対象で、在留期限は最長5年、家族の帯同は不可となっています。技能実習生から移行する人が多いと予想され、長期間家族と離れることで、人権侵害の可能性があります。

特定技能2号は、生活に支障のない会話ができ熟練した技能を持っている人が対象で、在留期限は更新可能、家族の帯同は可能です。今後、移民として定住国を変更した人々が、特定技能2号に該当する可能性があります。

法律の問題点としては、①法の執行の担保が十分ではない②ブローカーの規制が弱い③1号の労働者の地位が弱い④技能実習生制度を廃止していない等があります。

労働組合側からの対応として、①仕事面以外の生活支援の充実（語学支援、生活支援等）②労働組合への加入・団交実施③技能実習生への支援④賃上げの働きかけ等があります。

職場の安全衛生を実現するために

静岡県安全健康センター No.63

化学物質による職業がん防止には、学習活動が重要

6月22日（土）静岡働く者の安全と健康を守るセンターは静岡市の労政会館で「第6回健康で働くための東海4県ゼミナールIN静岡」を開催しました。

静岡安健センターの長谷川吉則所長から「労災による死亡者数は減少しているが、休業4日以上の労災は増加している。働く者の命と健康を守る取り組みが求められている」とあいさつがありました。

記念講演は、職業がんをなくす患者と家族の会事務局長の堀谷昌彦さんが「化学物質と職業がん」と題し話されました。

「職業がんの発症要因は生活習慣、夜勤や化学工場などの化学物質、放射線などがある。日本における職業がん死亡数は、年間2万人はいる。しかし、労災認定数は1000件程度とほとんどの職業がんが見逃されている。

化学物質の適切な管理がされていない事業所が多い。業種や、労働者の身分（非正規労働者・外国人労働者）によっては被害が相当発生している。

化学物質は多くのリスクがあるが適切に管理できていないと話す堀谷さん＝22日

「労働組合が正しい労働観をもって職場を監視しなければ、いきいき快適職場の建設はできない」。

また「化学物質は私たちの身近に蔓延している。化粧品は、すぐ問題になりそうな項目（かぶれ等）は安全検査をするが、それ以外は売ってから反応を待つ。髪染めや顔料などにも使われている。安全性が確認されてから商品となっているか疑問」と警鐘を鳴らしました。

働く者の、職業がん防止には、学習活動が求められると締めくくりました。

各県からの報告では、愛知県「労働局と産業労働部へ在職死亡率が高いのに労災認定率は低い、監督官の増員、過労死をなくすよう要請した」

三重県「塗料作業で有害物質に曝露、接着剤の溶剤で急性中毒。厨房の殺中剤で膀胱がんを発症などの例から、職場で使う化学物質に危険有害性があることを前提に取り扱うことが必要」

岐阜県「市役所の職員が、パワハラで自殺、公務災害を申請、却下されたが2017年7月に高裁で公務災害認定された」などの発言がありました。

静岡からは「冷凍倉庫内の超低温職場で働く労働者が、劣悪な作業環境と長時間労働で脳梗塞を発症。会社と交渉し和解。また、労働災害保険も認定された」などの報告がありました。

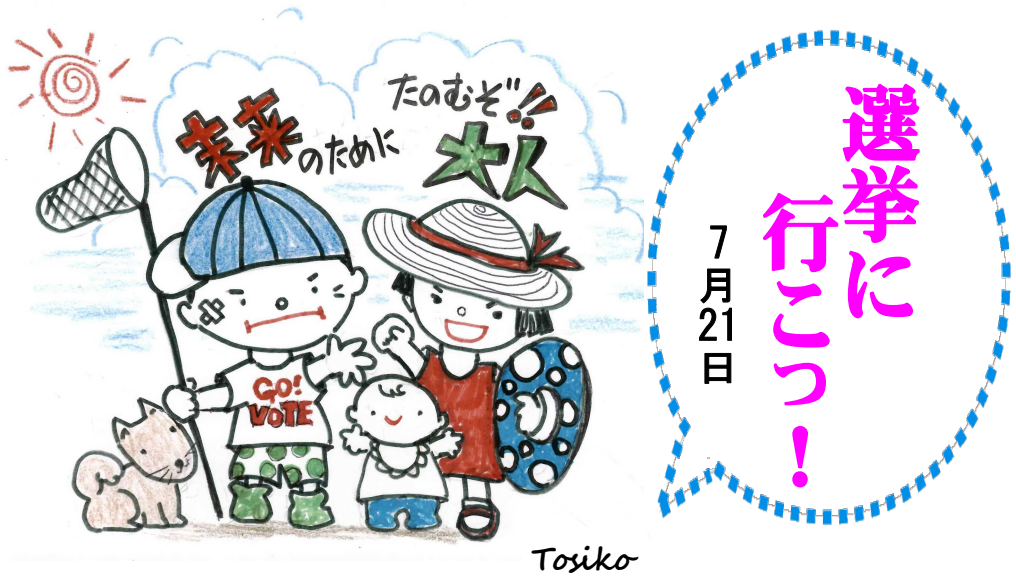

働き方、くらしを変えるチャンス